

令和5年2月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和5年2月8日（水）午後2時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館 11 階 教育委員会室
- 3 出席 教育長（廣田隆延）
教育委員会委員（下古谷博司，山中秀志，笠井智佳，松嶋康博）
- 4 議場に出席した職員
教育次長（亀井正俊），教育委員会事務局参事（楠田謙治），参事兼教育総務課長（伊川歩），参事兼教育政策課長（小林佐織），学校教育課長（磯部仁），教育指導課長（西村佳代子），教育支援課長（津田由美子），参事兼地域協働課長（江藤大輔），参事兼文化振興課長（中川勝規），文化財課長（山田昭弘），図書館長（藤田満珠美），子ども政策課長（中村仁美），子ども育成課長（善福一博），子ども家庭支援課長（白木敏弘），書記（木葉健介），書記（佐々木良）
- 5 議事
 - （1）オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願について（教育指導課）
 - （2）令和5年度鈴鹿市教育費予算案について（関係各課）
 - （3）鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（学校教育課）
 - （4）鈴鹿市考古博物館条例の一部改正について（文化財課）
- 6 報告事項
 - （1）令和5年度 鈴鹿市立小学校小規模特認校及び鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化による就学について（学校教育課）
 - （2）鈴鹿市いじめ防止基本方針の改定について（教育支援課）
 - （3）鈴鹿市立図書館サービス推進方針の改定について（図書館）
 - （4）令和5年度鈴鹿市立図書館の臨時休館について（図書館）
- 7 その他
 - （1）令和5年2月教育委員会臨時会の開催について（教育総務課）
- 8 傍聴人 1名

（教育長）皆様，こんにちは。定刻となりましたので，ただいまから令和5年2月教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は，松嶋委員にお願いいたします。

それでは，議事に入ります。請願第4号「オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願について」の審議を行います。

本案件につきましては，前回，1月定例会で事務局から内容についての説明があった後，審議を行いましたが，継続審議となっております。よって，本日は，引き続き，審議を行うことといたします。先立ちまして，事務局に補足説明を求めます。

事務局，よろしくお願いします。

(教育指導課長) それでは、私からは請願第4号「オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願」につきまして、説明申し上げます。本請願は、1月の定例会からの継続となっております。昨日の2月7日(火)、請願者から追加資料が提出されました。机上にある本日配布資料がそれに当たります。まずは、資料の確認と説明をさせていただきます。資料の右肩に番号が記載してありますので、番号順に説明させていただきます。資料がたくさんありますので、一言ではうまく説明できないこともあろうかと思いますが、御了承ください。

まずは、1番の資料です。行政文書不開示決定通知書の写しです。2番も同様に、請求者は異なりますが、行政文書不開示決定通知書の写しです。3番、新型コロナウイルスワクチンの特例承認について、ファイザー社申請によるものです。4番、サンテレビが放送した新型コロナウイルスワクチンに関する番組サイト関連情報です。5番、ファイザー社が公開した新型コロナウイルスワクチンの有害事象1291種類の一覧です。6番、NHKの特設サイト「新型コロナウイルス」関連の中の「世界のワクチン接種状況」です。7番、日本経済新聞の写しです。ワクチン接種後に亡くなった方のデータについての解説です。以上で追加資料の説明を終わります。

(教育長) 説明はそれだけでよろしいでしょうか。今、大量の資料をいただきましたが、もし御質問、御意見がございましたらお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

なかなか前の資料も含めて非常に量が多いので、請願者から出していただきました資料をしっかりと見ていただいて、拙速な判断はできませんので、1月からの継続ではあるのですが、もう一度、継続審議にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 分量があまりにも多いので、もう一度次の定例会までにしっかりと読み込んでいただいて御意見等を伺いたいと思いますので、継続審議にいたします。

それでは、次に、議案第2054号「令和5年度鈴鹿市教育費予算案について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められた令和5年度鈴鹿市教育費予算案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第2054号「令和5年度鈴鹿市教育費予算案」の概要について、説明いたします。なお、私からは、教育費予算案の全体に係る部分と教育委員会事務局所管分の具体的な事業について、説明をいたします。ホッチキス留めの冊子を御覧ください。

はじめに、議案書2ページの「1教育費予算」「(1)総括」を御覧ください。

令和5年度の教育費の総額でございますが、84億1,734万8千円でございます。令和4年度と比べまして、6億731万9千円の増額でございます。財源内訳につきましては、国県支出金が8億3,027万6千円、地方債が6億9,990万円、その他が14億4,978万7千円、一般財源が54億3,738万5千円でございます。次に、「(2)項別内訳」につきましては、教育総務費が20億5,184万3千円、小学校費が20億6,802

万3千円、中学校費が17億1,628万5千円、幼稚園費が3億5,368万5千円、社会教育費が7億927万円、保健体育費が15億1,824万2千円でございます。次に、「(3) 部局別内訳」につきましては、先ほど、説明させていただきました教育費の総額84億1,734万8千円のうち、教育委員会事務局の所管分は、69億7,090万3千円で、令和4年度と比べ、7億2,699万4千円の増額でございます。続いて、地域振興部の所管分は、2億2,992万3千円で、令和4年度と比べ、2億372万円の減額でございます。続いて、文化スポーツ部の所管分は、3億5,630万円で、令和4年度と比べ、3,924万9千円の減額でございます。最後に、子ども政策部の所管分は、8億6,022万2千円で、令和4年度と比べ、1億2,329万4千円の増額でございます。

次に、3ページを御覧ください。「2 債務負担行為」についてですが、まず、「小学校建設事業」3億4,260万円につきましては、河曲小学校屋内運動場増改築事業を令和5年度から6年度に行うため、令和6年度に要する経費でございます。次に「小学校空調設備リース料」4,287万9千円につきましては、自主避難所や地震時に多くの避難者が想定される小学校3校（白子小学校・長太小学校・玉垣小学校）の屋内運動場をモデル校として空調設備を設置するための賃貸借料でございます。次の「中学校建設事業」7億5,455万5千円につきましては、大木中学校増改築事業、白子中学校校舎長寿命化事業を令和5年度から6年度に行うため、令和6年度に要する経費でございます。次の「第二学校給食センター調理配送業務委託料」9億2,400万円につきましては、第二学校給食センターにおける令和5年度から令和11年度までの中学校給食の調理・配送に要する経費でございます。次の「学校給食食材費」3億円につきましては、令和6年度1学期分の食材につきまして、令和5年度中から調達の手続きをさせていただくための経費でございます。続きまして「3 地方債」「小学校施設整備事業」1億6,290万円は、河曲小学校屋内運動場の整備、稲生小学校特別支援教室の改修、桜島、稲生小学校の空調設備の更新に係るものでございます。次の5億2,550万円は、鼓ヶ浦中学校空調設備の更新と大木中学校の改築、白子中学校の長寿命化、創徳中学校の通級教室の改修に伴うものでございます。次の「公民館施設事業」1,150万円は、天名公民館の施設整備に係るものでございます。

次に、議案書6ページから37ページまでは、教育費予算案に関する歳入及び歳出の説明書でございますが、これにつきましては、議案をもって説明に代えさせていただきます。

次に39ページから43ページまでは、議案資料としまして、令和5年度の教育費予算の中でも、政策的事業を中心に、主な事業を記載してございます。その議案資料のうち、私からは、教育委員会事務局所管分の各種事業の中で、主な事業を説明させていただきます。まず、39ページの上からですが、「学校給食管理費／食材調達費」8億4,836万5千円は、学校給食費の公会計化実施による令和5年度の食材調達費でございます。次の小学校「施設管理費／維持修繕費」1億7,732万円は、河曲小学校受水槽・高架水槽外改修工事等に要する経費でございます。次の「河曲小学校施設整備費／屋内運動場」4億7,585万3千円は、河曲小学校屋内運動場増改築工事に要する経費でございます。次の「教育施設環境整備費／屋内運動場空調設備整備費」4,287万9千円は、自主避難所や地震時に多くの避難者が想定される小学校3校（白子・長太・玉垣）をモデル校として設置する空調設備等機器材の借上料でございます。次の「大木中学校施設整備費／校舎」5億1,840万9千円は、大木中学校校舎増改築工事に伴う経費でございます。次の「学校施設長寿命化改良／大規模改造事業費」6億3,196万1千円は、白子中学校校舎長寿命化改修工事に伴う経費でございます。次の「教育情報化推進費／政策的経費分」4億8,607万2千円は、教育ICT環境整備事業に伴う教育情報ネットワーク等の運用管理費用でございます。次の40ページの

1つ目、「GIGAスクール構想推進費」8,970万8千円は、児童生徒1人1台端末整備後のWebフィルタリング利用ライセンス、統合型ヘルプデスクサービス利用料等でございます。次の「就学援助費（小学校・中学校）」1億9,634万5千円は、要保護及び準要保護世帯の児童生徒に対し、学用品費等を援助する費用でございます。

「学びサポート環境づくり事業費（小学校・中学校）」2億5,392万1千円は、特別支援補助員（介助員・支援員）並びに特別支援教育、少人数指導及び教科担任制に対応するための非常勤講師を配置する費用と医療的行為を必要とする学校に看護師を配置する費用でございます。次の「国際化教育推進費」3,987万2千円は、外国語指導助手を中学校に、外国語指導助手、国際化教育指導員及び英語アシスタントを小学校に派遣する費用でございます。「学校図書館巡回指導費」2,300万円は、子どもたちの読書活動や学習活動及び図書館運営を支援するために、学校図書館巡回指導員を派遣する費用でございます。次の「学力向上支援事業費」1,040万円は、教職員の資質向上や授業づくり等、学力向上の取組を支援するための学力向上支援員の派遣及び研修講座の開催等に要する費用でございます。「部活動振興費」1,490万円は、中学校教育の一環としての部活動に係る大会参加への旅費・宿泊費・会場使用料等の補助に要する経費及び部活動の適正化を進めるための部活動指導員への報償費・旅費等に要する費用でございます。次に「外国人児童生徒サポート事業費」4,901万7千円は、外国人児童生徒の学力保障のための教育環境整備、外国人児童生徒が一定水準の日本語指導を受けられる支援体制づくり、不就学の外国人児童生徒への就学支援及び長期欠席外国人児童生徒への適応指導等の費用でございます。次の「不登校対策推進事業費」1,392万円は、小学校のスクールライフサポーター、中学校の不登校対策教育支援員、不登校対策アドバイザーに要する費用及び適応指導教室（けやき教室、さつき教室）の運営等の費用でございます。最後に「コミュニティ・スクール推進事業費」318万8千円でございますが、児童生徒の教育環境の推進を支援するため、小中学校に地域コーディネーターや学校支援ボランティアを配置する経費及び学校運営協議会を要とした教育活動の浸透と充実を図るため、コミュニティ・スクール推進研究会を開催するための経費でございます。教育委員会事務局の所管分については、以上でございます。

（参事兼地域協働課長）それでは地域振興部所管事業分の主な事業について説明いたします。議案書 41 ページを御覧ください。主な事業といたしまして、「施設整備費／天名公民館」2,478万円でございます。建築中の施設につきましては今年度中に完成の予定ですが、令和5年度の予算といたしましては、外構工事分の工事費1,537万6千円と、備品購入費といたしまして、椅子や机など運営に必要な備品の購入費用として855万7千円などを計上しております。

（参事兼文化振興課長）それでは、続きまして令和5年度教育費予算案のうち文化スポーツ部所管事業の主な事業について説明いたします。「鈴鹿市二十歳のつどい事業費」277万2千円は、大人となった自覚を促し、二十歳になられた方を祝い励ますために二十歳のつどいを実施する経費でございます。「市民学習活性化事業費」379万円は、市内の高等教育機関4校と連携し、市民へ専門的分野の学習機会を提供する市民アカデミー「まなべる」の実施に係る経費と、第4次鈴鹿市子ども読書活動推進計画を策定するために係るコンサルタントへの委託経費を計上しております。「地域家庭教育支援事業費」332万円は、地域が主体となり、子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを推進する「放課後子ども教室」及び「土曜体験学習」の実施に係る経費と、子育ての悩みを解消する一助として、保護者を対象に実施する訪問型ワークショップ

「親なびワーク」に係る経費を計上しております。次の「資料館等／特別展事業費」185 万 5 千円は、大黒屋光太夫記念館及び佐佐木信綱記念館において、郷土資料の保存及び活用を図り、市民の文化及び教養の向上を目的に特別展を開催する経費でございます。最後に、「施設用備品購入費（森林環境譲与税対象事業）」200 万円でございますが、図書館では、令和 4 年度から森林環境譲与税対象事業として、三重県産材を使用した書棚や椅子等に刷新しており、本館及び分館の木製備品等の購入に係る経費を計上しております。文化スポーツ部所管の予算概要につきましては、以上でございます。

（子ども政策課長）それでは私からは、こども政策部の主な事業につきまして御説明申し上げます。議案書の 42 ページ、43 ページを御覧ください。まず、子ども政策課所管の「施設管理費／維持修繕費」でございますが、幼稚園施設関連の改修やトイレ、遊具などの維持修繕費用といたしまして、1,295 万 5 千円を計上しております。また、「椿幼稚園施設整備費／旧園舎」でございますが、令和 3 年度に廃園となりました椿幼稚園の建物附属施設等の解体及び撤去費といたしまして、3,258 万 9 千円を計上しております。続きまして、子ども育成課所管の「学びサポート環境づくり事業費」でございます。公立幼稚園に在園する支援が必要な園児の介助を行うため、特別支援補助員 27 人を配置するための経費といたしまして、2,690 万円を計上しております。43 ページを御覧ください。次に子ども家庭支援課所管の「特別支援教育推進事業費」でございます。大学教員や臨床心理士等がカウンセリングや助言等を行った際の報償費やすずっこファイル作成のための費用及びすずっこスクエアでの活動のための費用といたしまして 220 万 6 千円を計上しております。こども政策部所管分の説明は以上でございます。

（教育長）ただいまの議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

（笠井委員）2 ページの総括の今年度と前年度の差額で、6 億円強増額という形で、39 ページから主な事業について記載していただいていると思うのですが、学校給食費の管理費や各施設の整備費に主に掛けられているのかと思ひまして、光熱水費や材料費が今軒並み高騰していますのでその影響でこのような状況になっているのかをお教えいただけたらと思います。

（参事兼教育総務課長）教育費全体の前年比較としましては、先ほど委員おっしゃられたような学校給食費につきましては、例えば、今年度であれば 9 月からの 2 学期、3 学期分の計上でしたが、令和 5 年度は 1 年分ということで大きく増加しております。また、施設整備費につきましても純増している設備、施設もございますし、併せて光熱水費につきましては、今年度も補正予算を組んで光熱水費の物価高、原油高の対応をさせていただいておりますので、それを見越して概ね 1.2 倍とか 1.3 倍程度の予算が計上されています。また、会計年度任用職員であったりとか、人件費も一部単価の見直しをされており、そういった増額要素はございます。

（笠井委員）21 ページの二十歳のつどいの事業費が減額になっているということで、新成人が減る予測の下なのでしょうか。

（参事兼文化振興課長）こちらにつきましては、委員も御存じかと思ひますけども、昨

年度までは鈴鹿サーキットで開催しておりました。今年度につきましては屋内でということで、A G F 鈴鹿体育館で初めて開催させていただきました。そして、初めての開催ということで案内看板の制作委託等で 110 万円ほどの計上をさせていただきました。来年度、どこの会場ですか、あるいは日時もまだ未定ではございますが、初年度ということで案内看板等の特別なものが必要であるということで計上しておりました分が、2 回目からは要らないだろうということで、この 141 万 7 千円が減となっております。

(山中委員) 40 ページの「学びサポート環境づくり事業費」ですが、3 千万円近くの増になっているということで、結構、人手を増やしたのだと思います。資料に記載のある「教科担任制」という言葉は今年新しく出た言葉だと思うのですが、その関係で人を増やしていただいたのかなと思うのです。具体的にはこの「教科担任制」は、どれぐらいの規模で実施されるのでしょうか。分かる範囲で結構なのですが、人数とか何校に配置するとか分かれば教えていただきたいです。

(学校教育課長) 「学びサポート環境づくり事業費」の増額に関しましては、ほとんど全てが介助員の方を考えておまして、「教科担任制」は今年度から始めてはいるのですが、一応、現状維持です。今年、全ての学校で「教科担任制」の方を実施しておりますが、来年も同じ規模でいけるのではないかと判断しております。

(下古谷委員) 今のに関連してなのですが、「教科担任制」が入ってきて、非常勤の先生が担当していただくということは、今後は正規の先生に移行していくという計画はございますでしょうか。

(学校教育課長) 現在も非常勤の先生は教科担任をしているだけではなくて、非常勤の先生が違うことをしているがゆえに、正規の先生が教科担任をしている場合もあります。必ず、非常勤の人たちが教科担任をするということではなくて、各学校の中で運用を考えております。正規の先生がやるために特定の教科をこの人に持っていて、その間担任の先生が違うクラスを見に行き、教科を教えるということを組んでやっておりますので、一概にその非常勤が全部、教科担任ということではございません。

(下古谷委員) 今後ですが、非常勤ではなくて、正規の先生で 100% 回していくようなそういう計画は特にはございませんかという意味です。

(学校教育課長) 現在も正規の教諭の方は県費職員となっております。県の方でそういう流れは実際にあるのですが、本当に少ししか配置がありませんので、これも国の動向を注視しながら要望していきたいと思います。

(下古谷委員) できれば正規の方がいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(教育長) 市の方も要望を上げているということでございます。

(下古谷委員) もう 1 点よろしいですか。その上のところの「G I G A スクール構想推進費」のところで、児童生徒 1 人 1 台端末ということで W e b フィルタリングシステム利用ライセンスあるいは統合型ヘルプデスクサービス利用料等というのは、今後ず

っと、毎年ランニングコストとして掛かってくる費用なのでしょうか。

(参事兼教育政策課長) はい。Webフィルタリングシステムに関しては重要な事業になってきますので、必ずやっていくことになります。ヘルプデスクサービスに関しましてもやはりいろいろな運営に対して、安心安全に進めて、皆さんが安心して使っていただくためには必要なサービスですので、今後も継続していく予定です。

(下古谷委員) 大切だとは思いますが、毎年毎年、予算計上していかなければいけないというのも大変なことかなという気がしました。

(松嶋委員) 40 ページのところの上から4つ目、国際化教育推進費。こちらの方が前年対比 217 万 4 千円減となっております。記載内容を見ると「外国語指導助手を中学校に、国際化教育指導員及び英語アシスタントを小学校に派遣」となっております。この人件費がおよそ 220 万円弱減少になっています。一般的に考えたときに英語、外国語の重要性というのがますます今後高まっていく中で、減額になった背景、これが ICT によって十分補えるというような背景があるのか、この減額の意図するところを教えてくださいませんか。

(教育指導課長) この減額は、外国語指導助手なのですが、これまでは JET が 6 名だったのを 5 名に変えました。理由としては、これまでは中学校 10 校に 2 名ずつ JET が行き、もう 1 名の JET が小学校に行っていたのですが、小学校がほぼ英語アシスタントとなっている中で、JET を 1 名派遣したところで指導の統一性などの問題があります。また、英語アシスタントについて学校にアンケートを取ったところ十分活用できていると答えがあった上、デジタル教科書等の ICT も発達というか充実してきたのもあります。これらのことから、小学校を JET ではなく、英語アシスタントで賄うということで見直しをした結果でございます。

(下古谷委員) 大木中学校の校舎等の改築工事でプール等も解体工事してしまうというのですが、解体してしまった後、新しくなった時には、基本、プールは無しという方向でいくということでしょうか。

(参事兼教育政策課長) プールにつきましては、夏ぐらいからいろいろお話しさせていただいておりましたが、中学校に関しましては、改築などの場合に見直しを行い、実技をしない方向で考えておりますので、中学校の改築の場合はプールを無くしていくということです。今回、白子中学校に関しましても長寿命化改修に伴いまして、プールは解体して、駐車場として整備するなどを考えております。

(下古谷委員) 40 ページの「部活動振興費」なのですが、135 万 2 千円増というところで、部活動指導員というのは、前回の総合教育会議の説明では確か 7 校 7 名だったと思うのですが、増える要因はございますか。

(教育指導課長) 部活動指導員は、7 名を 7 校に、つまり、1 名 1 校ずつだったのですが、アンケートを各学校に取ったところ非常に学校は助かっているということで、次年度は増という方向で検討しています。10 校で 10 名、1 名 1 校で予定しております。

(下古谷委員) ちょっとでも現役の先生方の負担軽減につながっていけばいいと思いま

す。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは御意見もないようですのでお諮りします。議案第 2054 号「令和 5 年度鈴鹿市教育費予算案について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2054 号を原案のとおり承認いたします。それでは次に、議案第 2055 号「鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、教育委員会の議決を得るためこの議案を提出いたします。

(学校教育課長) それでは、議案第 2055 号「鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、説明させていただきます。こちらは、令和 5 年度から、健康福祉部保護課において、外国人の保護に関して、特定個人情報の独自利用事務を行うため、所要の条例改正を行うものでございます。まず 3 ページの第 4 条、第 5 条については、特定個人情報の利用範囲や提供について、別表の改正に係る文言等の整理でございます。4 ページの別表 1 の改正は、保護課の外国人の保護に関する独自利用事務の追加でございます。5 ページを御覧ください。5 ページの別表第 2 は、市の執行機関が行う利用範囲でございまして、外国人の保護に関する独自利用に係る関係課の事務を追加するものでございます。10 ページを御覧ください。10 ページの別表第 3 は、市の執行機関と他の執行機関との、特定個人情報の提供に関するもので、現在、教育委員会は、学校保健安全法に規定される医療に要する費用についての援助を、法定の特定個人情報事務として行っており、保護課から保護情報の提供を受けています。このたび、保護課が、外国人の保護に関する独自利用事務を開始するので、この独自利用の追加分について、他の執行機関に当たる教育委員会は、その影響を受けますので、市長と教育委員会との、情報照会及び情報提供事務を追加するものでございます。説明は以上になります。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) よろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2055 号「鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2055 号を原案のとおり承認いたします。それでは次に、議案第 2056 号「鈴鹿市考古博物館条例の一部改正について」をお

諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた鈴鹿市考古博物館条例の一部を改正する条例案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(文化財課長) それでは私からは議案第 2056 号「鈴鹿市考古博物館条例の一部改正」につきまして、説明申し上げます。13 ページを御覧ください。博物館法の一部を改正する法律が、令和 4 年 4 月 15 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日より施行されます。それに伴い、鈴鹿市考古博物館条例の一部を改正するものでございます。博物館法の改正の背景には、博物館に求められる、施設の役割について、変化が生じてきていることが挙げられます。以前からの社会教育施設としての役割のほかに、まちづくりや国際交流、観光・産業、福祉・教育等の関連機関と連携した文化施設としての役割が求められるようになってまいりました。博物館法の改正の理由としましては、これまで果たしてきた資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究という基本的な役割・機能を今後とも引き続き果たしながら、博物館が社会教育施設と文化施設の双方の役割を担うため、社会の変化に応じた博物館の実現を図ることとされております。中でも、デジタル・アーカイブ化を加速させる必要性の高まりにより、博物館法第 3 条の事業の項目に、「資料の電磁的記録の作成と公開」が、新たに追加されたことから、鈴鹿市考古博物館条例第 4 条の事業にも追加するものです。その他、改正に伴う所要の規定整備をするものです。以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(松嶋委員) 改正の本筋とは違うかもしれないのですが、第 1 条のところで、改正前は、いわゆる鈴鹿市考古博物館の設置というものは、博物館法に基づいて作られているという位置づけであります。改正後の方では 1 条の「博物館法に基づき」という条文が抜かれているというところで、設置の位置づけ自体が変わってしまうのではないかなというような印象を受けるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

(文化財課長) 委員がおっしゃるとおり、この博物館設置の根拠につきましては、この 18 条にもたれていたわけなのですが、新法ではこの 18 条が削除されることになりました。これを担保するものとしたしまして、地方自治法第 244 条の 2 に「公の施設の設置、管理及び廃止」という中で、「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」という中で、この運用を用いて、今後も博物館法に関する条例につきましては市で定めていくというような根拠になるというものでございます。

(松嶋委員) 博物館法 18 条の規定が設置の背景にあり、その規定がなくなったということですね。18 条に基づくことがなくなったので別の根拠、拠り所として鈴鹿市考古博物館が設置されるという趣旨の捉え方に変えたという意味合いでしょうか。

(文化財課長) はい。変えたというよりは元々この博物館法 18 条の規定と、先ほど申

し上げました地方自治法第 244 条の 2 というのが設置根拠になっていたわけなのですが、国にも確認しましたが、この法を改正するに当たり、今後はこの地方自治法第 244 条の 2 にもたれていくということで、諸整備の中でこの 18 条を削除すると考えたということでございました。

(教育長) 一般的にどちらの地方公共団体でもこのような解釈をするということによろしいですか。

(文化財課長) はい。そのように理解しております。

(松嶋委員) 私たち、今ここの部分だけを見ていますので、なかなか分からないのですが、鈴鹿市考古博物館というのが、民間ではなくて行政の施設として設置をされているので、何に基づいてという部分について、客観的に外から見たときに、明示をされている若しくはそれが分かるような背景があった方がいいのかなと思ったのです。そうすると改正前は何に基づくかが明確になっており、ただそれが改正後にこれが抜かれるというところに違和感を感じたので質問させていただいております。それがきちんと整合性を取れた形で、担当者が変わっても、それが継続的に周知の事実として認められていくということであればよろしいのですが、人が変わった時にその関係が分からなくなるというようなことだけはないようにしていただければと思います。

(文化財課長) 18 条が抜けることで法的根拠が分かりにくくなっているということでございますが、地方自治法 244 条の 2 に基づき運用してまいります。今後は担当が替わっても分からないことがないように周知してまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

(下古谷委員) 結局、改正前と改正後で具体的に何ができるように、あるいは何ができないようになったかというのを簡単に教えていただきたいです。

(文化財課長) 今回の改正の特に大きな目玉といいますのは、コロナ禍における電磁的媒体の重要性ということもございまして、第 4 条の第 2 項に挿入いたしました。電磁的記録の作成と公開ということでございます。鈴鹿市におきましても博物館にホームページがございまして、こちらに埋蔵文化財のアーカイブページを、今後、設けていく予定でございます。その中では市内の遺跡の発掘調査の成果や出土品を写真と概要で紹介していくということで、この法律に基づいた対応を取っていきたいと考えております。既にもう作成に掛かっておりまして、3 月の速報展があるのですが、これに合わせて公開ができるように、現在、準備を進めているような状況でございます。

(下古谷委員) 逆に言うと今まではそれがなかったので规则的にはあまり良くなかったということですか。

(文化財課長) 条文上、電磁的媒体というのがなく、いろんな資料等により事業を実施していくという中で広く解釈をしておりました。今回、法で新たに具体的に示されましたので、あえてこれを盛り込んでいくということでございます。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2056 号「鈴鹿市考古博物館条例の一部改正について」を、原案のと

おり承認することに御異議はございませんでしょうか。
(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2056 号を原案のとおり承認いたします。
続きまして、報告事項に移ります。報告事項 1 番目の「令和 5 年度鈴鹿市立小学校小規模特認校及び鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化による就学について」をお願いいたします。

(学校教育課長) それでは、私からは報告事項の 1 番目「令和 5 年度鈴鹿市立小学校小規模特認校及び鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化による就学について」の報告をいたします。1 ページを御覧ください。まず、「1 鈴鹿市立小学校小規模特認校の就学」につきましては、新 1 年生を 10 人程度募集しましたところ、2 人の応募があり、2 人の許可となりました。合川小学校の新 1 年生は、学区内の児童 4 人と合せて 6 人、全校児童は 71 人となる予定です。続きまして、「2 鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化による就学」でございます。まず、旭が丘小学校区における通学区域の弾力化につきましては、表に示しましたとおり、3 校で合計 25 人程度の受入人数を設定しましたが、希望者がいない結果となりました。次に、白子中学校区における通学区域の弾力化につきましては、4 校で合計 95 人程度の受入人数を設定しましたところ、鼓ヶ浦中学校に 1 人、天栄中学校に 62 人、創徳中学校に 2 人、千代崎中学校に 2 人、合計 67 人の希望があり、全員希望通りの 67 人の決定という結果でございました。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただいまの報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(山中委員) 旭が丘小学校で希望がなかったということで、現段階で旭が丘小学校の新入生は何人になるのでしょうか。

(学校教育課長) 申し訳ございません。現在、手元に資料がございませんので、後で示させていただきますと思います。

(笠井委員) 2 (2) の中学校のところで、受入校の受入人数をオーバーされているところもあって、そのオーバーしたときに、クラスの数何人オーバーだったら許容の範囲内とか何か規定等はあるのでしょうか。

(学校教育課長) 今回の受入人数の設定というのは、そもそも 20 人程度、60 人程度という、おおよその目安を示させていただいたところでありまして、その後の詳しい進学とか、また小学校から中学校に上がるときに私立学校の受験とか、三重大学附属中学校へ進学する方もおりますので、その辺を細かく見ていきながら調整を図ってきたところでございます。何人オーバーだから大丈夫といった数字はございません。

(下古谷委員) 1 の小規模特認校、合川小学校のところで教えていただきたいのですが、元々英語教育に力を入れているということで、募集当初は希望者が 7、8 人くらいいたと思うのですが、その後、年々、下降気味になっており、教育委員会として P R とするか宣伝はできているのでしょうか。

(学校教育課長) 確かにおっしゃるとおり、最初は、最先端の I C T 教育と英語教育と

いうところで導入をしていったのですが、英語教育が全ての学校に入っていきました、また、ICTも鈴鹿市は一気に進みましたところ、特徴が非常に分かりにくくなったという面はあります。しかし、昔のノウハウがしっかりと引き継がれておりまして、しっかりとしたカリキュラムで低学年からやっていっております。ただ、PRは毎年必ずしっかりと行っているのですが、やはり、どこの学校でも環境が整ってきたところもありまして、人数の減少になっていったのではないかと推測しております。実際、内部に関しましては、かなりスキルを持った職員がしっかりと英語教育を行い、また、教育指導課の方から英語アシスタントを派遣している等、他の学校よりも充実した英語教育が行われるような形でカリキュラムを組んでおります。

(下古谷委員) 合川小学校の子どもは天栄中学校に行くことになると思うのですが、私の個人的な感覚で、天栄中学校の子どもは英語などに少し抜きん出たところがあるなと感じていたのです。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。

報告事項2番目の「鈴鹿市いじめ防止基本方針の改定について」をお願いいたします。

(教育支援課長) それでは、私からは報告事項の2番目、「鈴鹿市いじめ防止基本方針の一部改定」につきまして、説明申し上げます。報告事項の2ページを御覧ください。

今回の改定は、鈴鹿市いじめ防止基本方針における「学校いじめ防止対策連絡会議」の組織構成についてでございます。改定前の組織構成においては、「学校教職員等」と「教職員等以外」に分け、スクールカウンセラーを「学校教職員等」に含めて記載しておりました。改定後は「学校教職員」と「教職員以外」に分け、「教職員以外」にスクールカウンセラー等と記載します。

改定の理由といたしましては、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、いじめ防止対策推進法第22条において、「学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者による組織を置くものとする。」としており、これを受けて、三重県いじめ防止基本方針においては、教職員以外を「心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など」としていますので、県に合わせた記載としました。

また、鈴鹿市いじめ防止基本方針において、「学校いじめ防止対策連絡会議」の機能の中に、「いじめの事実関係の調査、重大事態が発生した際の事実の調査等」があり、児童生徒の個人情報扱うため、教職員以外の構成員としてスクールカウンセラー等とすることにしました。

(教育長) ただいまの報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 改定後のところを見ると、管理職、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭で終わっていて、この4者で構成されるということでしょうか。

(教育支援課長) 養護教諭のその下に、「複数の教職員」と書いてありますのでここまですべて入っています。前回は「養護教諭等」、さらに「複数の教職員」という形で「等」の中に複数の教職員も含まれますので、ちょっと表現がややこしいので「等」を取りまして、複数の教職員を残しました。

(下古谷委員) そうだということは、4者ではなくて、それ以外の先生、担任の先生など他の方も入ってくるということなのですね。この「教職員」の「職員」というのは、例えば、どういう方なのでしょう。

(教育支援課長) 教職員という場合、事務の方とかも入って来たりしますので、教諭だけではないということで、いじめの調査をする場合には、特に関わった介助員の方であるとか、支援員の方であるとか、教員以外の方も入ってもらわなければならないときがありますので、このように複数の教職員という形で書かせていただいています。

(下古谷委員) そういう方は教職員以外の方に入るのではないのでしょうか。

(教育支援課長) 教職員の方に入ります。

(下古谷委員) ややこしいですね。

(松嶋委員) スクールカウンセラーについて、説明をお聞きして理解が進んだのですが、最初、なぜスクールカウンセラーを教職員以外の位置づけにしたのかなと疑問に思いました。しかし、お聞きすると県に合わせたということとセンシティブな個人情報を取り扱うということで教職員以外の枠組みの方に移したのですね。その上で、教えていただきたいのは、スクールカウンセラーという方が、一つの資格というか、どういうプロセスを経てスクールカウンセラーに位置づけられるのかを教えていただきたいのです。

(教育支援課長) スクールカウンセラーですが、鈴鹿市は独自で雇用はしておりませんので、県のスクールカウンセラー活用事業から派遣されるスクールカウンセラーが、各中学校区に1名ずつ配置されています。このスクールカウンセラーが県に雇われるその選考の基準なのですが、公認心理師の免許、それから臨床心理士の免許を持っている方、精神科医の方、児童生徒の臨床心理に関して高い専門性及び経験を有している方ということになっています。必ず公認心理師等の免許を持っていないといけないかということでもなくて、今、公認心理師の免許を取ろうとして勉強している方とか、別の雇い方になっている方もいらっしゃるって、時給が違うようになっています。

(松嶋委員) そうすると基本的には鈴鹿市としては鈴鹿市独自で採用をするということではなく、県からの派遣で今現状は進めていくということですね。将来的にスクールカウンセラーを鈴鹿市でも独自で採用という形になった時には、ルールというか一定の条件があると思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。

報告事項3番目の「鈴鹿市立図書館サービス推進方針の策定について」をお願いいたします。

(図書館長) それでは私からは報告事項の3番目「鈴鹿市立図書館サービス推進方針の策定」につきまして、説明申し上げます。資料4ページを御覧ください。図書館では、よりよい図書館サービスの提供を目指し、平成31年にそれまでに策定しておりました図書館サービス方針と図書館サービス方針実施計画を統合し、名称を改め、「鈴鹿

市立図書館サービス推進方針」としております。その現行方針の計画期間が令和5年度で終了するため、新たに「鈴鹿市立図書館サービス推進方針」を策定するものでございます。

「1 現行計画」についてでございますが、(3) 計画の趣旨・目的としましては、総合計画 2023 の施策 071 「人と文化を育み、心豊かに過ごしていること」を目指した基本目標「自ら学び広げる文化と生涯学習活動の推進～本と人と地域をつなぐ図書館」を定め、目標実現のために5つの施策を掲げることによりまして、より充実した図書館のサービス推進を目的にしております。(5) 成果指標の達成度合いについては、記載のとおりでございます。6 ページを御覧ください。(6) 現行計画の課題、現行計画策定後の社会状況等の背景の変化でございますが、やや回復傾向にはあるものの、新型コロナウイルスの影響により、来館者数・貸出冊数ともに激減しております。また、スマートフォン等の普及により余暇の時間がメディアを楽しむ時間に費やされ、ますます若年層の読書離れに拍車をかけている状況であります。特に郷土の歴史や文化への興味が薄れている傾向が見られるため、その分野への魅力を感じていただくような情報発信の必要性があると考えています。

「2 新たな計画について」の(2) 策定の根拠となる法令及び(3) 策定の根拠でございますが、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号)の努力義務が策定の根拠となっております。(4) 計画期間についてでございますが、次期総合計画に合わせまして、令和6年4月から令和14年3月までの8年間といたします。また、必要に応じて4年ごとに改定いたします。7 ページを御覧ください。(5) 現行計画からの課題を踏まえ、改善すべき要素、新たに盛り込むことを検討すべき要素についてですが、方針の内容については、アンケートから現行計画の成果指標との比較分析に基づき、5つの施策の実現に向け、取組を見直します。読書離れに拍車がかかる若年層へ、魅力ある読書の情報発信を検討いたします。また、図書館が所蔵する郷土に関する図書の情報発信について、現行方針でも施策を実施しておりますが、なかなか成果を上げることができず、再検討したいと思っています。さらに、電子化された行政資料や郷土資料について、図書館での公開を検討したいと考えております。

「3 策定のプロセスについて」でございますが、(1) 作業時期については、令和4年度に図書館協議会を開催し意見聴取を行います。令和5年度に、意向調査としてアンケートを実施します。意向調査の実施方法として、紙媒体のアンケートを本館・江島分館の利用者や各公民館の図書コーナーで配布いたします。また、電子媒体によるアンケートを図書館ホームページに設置し、利用者以外からの御意見を集約いたします。アンケートの周知は、広報すずか及び市のホームページにてQRコードとアドレスを公開いたします。若年層への意見集約としては、市内の高等教育機関等を通してQRコードの配布を考えております。8 ページを御覧ください。(2) 作業体制についてでございますが、外部人材を含む審議会として、図書館協議会を位置付け、令和4年度・5年度を通して、3回程度の開催を想定しております。アドバイザー又はコンサルタントへの業務委託の予定はございません。(3) 策定のスケジュールについては記載のとおり、策定業務を進めたいと考えております。

(教育長) ただいまの報告に御質問、御意見がございましたら伺いしたいと思います。

(笠井委員) 7 ページの(5)の4つ目の「電子化された行政資料や郷土資料の図書館での公開について、検討する」というところで、先ほど議事に出てまいりました鈴鹿

市の考古博物館の方もアーカイブ化をするというお話が出ていましたので、同じような考え方でいくと図書館の中で何か電子化されたものを見る、あと自宅でホームページから何か電子化された行政資料を見るという2つのアプローチ方法を公開とかについても検討するということなのか、あくまで図書館の中で電子化されたものを何か見るのか、どういう感じで進めていくのかがすごく興味を持ちましたので、もし分かっていたら教えていただけましたらと思います。

(図書館長) 電子化された行政資料や郷土資料の図書館での公開というので今のところ考えておりますのは、図書館にホームページがございますので、そちらの方を利用して見れるようにしたいというのが1点と、図書館によりましては、公共Wi-Fi等を使って、図書館の中でタブレットを見たりしているところもございますので、研究をしていきたいと考えております。

(山中委員) 新たに策定されていくということで、気になっているのは、鈴鹿市は外国籍の方が非常に多いということで、図書館として、外国籍の方々に対する情報発信はお考えになっているのでしょうか。

(図書館長) 外国人の方へというのは、図書館としましては、市内在住の方というくくりでしか見ておりませんので、どれぐらいの方が利用されているのかというのは把握していないのですが、外国の絵本や図書を集めたコーナーを作っておりますので、そちらの方を御利用いただいていると考えております。

(山中委員) そうであるということは、ホームページ等で外国の言語の絵本、図書がありますよという図書館側からの発信は現在なされていないということですか。資料としては備わっているが、外国の人に対する発信といった部分はいかがでしょうか。

(図書館長) 先日、システムを交換した際、ホームページを変えましたので、今、手元で情報発信があるかどうかは確認できていないのですが、情報発信に努めるようにさせていただこうと思っております。

(山中委員) 子どもたちの中にも、結構、いろんなレベルの子たちもおりますので、図書館としてはそういった子たちに対する働き掛けというのも非常に重要になってくるのではないかなと思うのです。ぜひともまたそういった部分に目を向けていっていただきたいなと思います。

(下古谷委員) 図書館は非常にうちの子どもたちも利用をさせていただいてありがたいのですが、8年とかではなくもっと長いスパンで結構なのですが、九州の武雄市のようにスターバックスと一緒にになっているような図書館、そういう市民が足を運びやすいような計画というのはないのでしょうか。

(図書館長) 図書館によっては確かにそういうカフェ施設が入っているところもありますが、それは施設の改修とかも伴ってくる話になってくると思いますので、今のところは考えてはいない状態です。

(下古谷委員) なかなかお金も掛かることですので。ただ個人的には何か足を運びやすい、そういう雰囲気の方がいいのかなという気がします。もう1点だけ、もう少し現

実味のあるところで、改修されていけばいいのですが、図書館の駐車場は一台一台が非常に狭くて、私も経験があるのですが、隣と接触したということで、もう少しスペースを取るような計画で、台数が減ってしまうのが嫌なところですが、そういうことも考えて計画を立てていただいたらいいのかなと思います。

(図書館長) 改修計画などもございますので、今後の課題とさせていただきます。

(松嶋委員) 先ほど8年の計画で4年で見直しという話がありまして、これは総合計画に基づいてという形であろうかと思います。ただ、私も教育委員会から総合計画の方に審議会委員として出させていただいておりますが、やはり4年での見直しとなると目標の設定が4年間固定化されるところに、やはり課題も生じてくると感じております。例えば、今、4ページの成果指標のところの①、②、③に関して言えば、先ほどのデジタルアーカイブであったりとか電子書籍等々、それらが進めば進むほどこの①、②、③は成果としては得られにくくなってきてしまいますし、そういった意味では4年間計画が固定化されることの弊害というか、逆に何か見直す機会というのが先送りになってしまう、そういう課題も生じてしまうかなと感じます。可能であれば弾力的に計画は見直していくという方向性がいいのかなと感じております。この辺りは総合計画の方でも意見として出させていただこうと思いますので、そんな観点も頭に置いていただければなと思います。

(教育長) ほかどうでしょうか。

それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項4番目の「令和5年度鈴鹿市立図書館の臨時休館について」をお願いいたします。

(図書館長) それでは、私からは報告事項の4番目「令和5年度鈴鹿市立図書館の臨時休館」につきまして、説明申し上げます。9ページを御覧ください。図書館では、毎年、特別整理期間を設け、館内に配架している図書資料が、正しい位置に配架されているか否かの確認を行う蔵書点検を実施しています。令和5年度は、9月26日(火)から10月2日(月)までの7日間を休館いたします。なお、図書館の休館日として、鈴鹿市立図書館条例施行規則第2条第4号において「7日以内の期間で教育委員会が定める期間」と定められております。市民への周知は広報すずか、市ホームページ、図書館ホームページ、館内掲示等で行います。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 臨時休館をして、本の場所が動いてしまっているのを元の位置に戻してもらうというのは非常にありがたいと思うのですが、行方が分からなくなっている本というのもたくさんあるのでしょうか。

(図書館長) 年度にもよりますが、たくさんの本が貸出手続きされないまま無くなっております。

(教育長) ほかよろしいでしょうか。

(学校教育課長) 先ほど、山中委員から御質問のありました通学区域の弾力化に関して、旭が丘小学校新1年生の人数を御報告させていただきます。旭が丘小学校は新1年生、

現在の推定ですが、143 人、全校児童は 861 人の予定となっております。

(教育長) よろしいでしょうか。

それでは、その他事項に移らせていただきます。「令和 5 年 2 月教育委員会臨時会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和 5 年 2 月教育委員会臨時会でございますが、令和 5 年 2 月 20 日（月）午後 3 時 30 分から教育委員会室において、開催したいと存じます。よろしく願いいたします。

(教育長) ただいまの提案に、御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議ないようですので、令和 5 年 2 月教育委員会臨時会を令和 5 年 2 月 20 日（月）午後 3 時 30 分から教育委員会室において開催することにいたします。

以上をもちまして、令和 5 年 2 月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

2 月教育委員会定例会終了 午後 3 時 18 分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 松 嶋 康博